



(3)

**非常勤職員募集**

詳しくはお問い合わせください。

職種・勤務内容	募集人数	対象	勤務期間	勤務日時	報酬など	申込方法	選考日・選考方法	申し込み・担当課
<b>専門調査員(歴史)</b> 歴史資料に関する調査、展示、教育・普及事業などの業務	1人	歴史・地域史分野に精通し、学芸員の資格またはそれと同等の知識・経験を有する方	7月1日～平成31年3月31日(更新可)	週4日(月・火曜日を除く) 原則、午前9時～午後5時15分	月額185,600円 交通費・有給休暇あり。 健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書、学術論文・資料調査・職務内容などの研究・職歴一覧、自己推薦書(1,600字程度・様式自由)、返信用封筒(82円切手貼付・宛先記入)を、5月17日(木)(必着)までに持参か郵送(簡易書留か特定記録郵便)。封筒に「専門調査員(歴史)」と朱書き。	▷5月24日(木)筆記試験(歴史・博物館に関する内容) ▷5月31日(木)面接	〒125-0063 白鳥3-25-1 郷土と天文の博物館 ☎3838-1101
<b>消費生活相談員</b> 消費生活相談、消費生活情報の提供および啓発に関する業務など	若干名	次のいずれかの資格を有し、パソコン(ワード・エクセル・インターネット)の操作ができる方 ▷消費生活相談員資格試験に合格した方 ▷平成28年4月1日施行の改正消費者安全法に基づき、消費生活相談員資格試験に合格したと見なされた方	7月1日～平成31年3月31日(更新可)	月～金曜日のうち週4日 午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日勤務の場合あり。	月額247,000円 交通費・有給休暇あり。 健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書と資格を証する書類の写しを、5月22日(火)(必着)までに持参か郵送。 【募集要項配布場所】 消費生活センター 区ホームページからも取り出せます。	書類選考の上、6月2日(土)(予定)に面接。	〒124-0012 立石5-27-1 ウィメンズバル内消費生活センター ☎5698-2316

**チャレンジしませんか! 介護のしごと  
生活介護員養成研修**

介護の仕事に必要な知識や技術を学ぶ研修を4日間受講し、区内の介護サービス事業所で働くことをめざします。

研修を修了した方は「生活介護員」の資格(区内のみ有効)を取得でき、生活支援サービス(訪問型・通所型サービス)を提供している事業所で働いたり、住民主体サービス※の運営スタッフとして活動したりすることができます。

※地域住民が中心となって、地域で自主的に行っている介護予防活動

【担当課】 高齢者支援課

【日時】 5月22日(火)～25日(金)午前9時30分～午後4時30分  
(5月25日(金)は正午まで)

【会場】 亀有地区センター(亀有3-26-1リリオ館7階)

【研修内容】

- ▷介護現場の理解
- ▷認知症の理解
- ▷老化の理解
- ▷介護におけるコミュニケーション
- ▷高齢者の栄養と食生活への支援など

修了後、フォローアップ研修も実施します。

【対象】 18歳以上で、区内の介護サービス事業所への就業を希望・検討している方、または住民主体サービスを運営している方20人

【申込期間】 5月1日(火)～11日(金)

【申込方法】 電話かファクス(住所・氏名・年齢・性別・電話番号(ファクス番号)を記入)で(多数抽選)。

【申し込み・問い合わせ】

(一社)葛飾区介護サービス事業者協働組合  
☎5654-9517(午前10時～午後4時。土・日曜日、祝日を除く)  
FAX5654-9518

**施設からのお知らせ**

**四ツ木駅前(四ツ木1-1)に図書返却ポストを開設します**

【開設日時】 4月23日(月)午前10時から

この他にも以下の場所に設置しています。

- ▷新小岩駅東広場(東新小岩1-8)
- ▷堀切地区センター(堀切3-8-5)
- ▷青砥駅高架下公共広場(青戸3-36)
- ▷新柴又駅前(柴又5-7)

※各区立図書館にも開館時間外に返却(中央図書館は24時間返却可)できるブックポストを設置しています。

※4月7日にオープンしたリリオ亀有図書サービスカウンターでも予約資料の受け取り、返却ができます。

【その他】 葛飾区立図書館の本・雑誌以外の物は返却できません。

【担当課】 中央図書館 ☎3607-9201

**お花茶屋図書館休館のお知らせ**

全蔵書の点検・整理のため、次の期間休館します。

【休館期間】 5月15日(火)～18日(金)

【担当課】 お花茶屋図書館(お花茶屋2-1-15) ☎3690-7661

**ゴールデンウィーク中も資源とごみの収集は通常通り行います**

4月30日(月・振休)、5月3日(木・祝)・4日(金・祝)・5日(土・祝)も収集を行います。詳しくは資源とごみの収集カレンダーをご覧ください。

【担当課】 清掃事務所 ☎3693-6113

**6月1日からかつしかエコライフプラザ日用不用品販売コーナー「ゆず屋」の営業時間などを変更します**

【変更後営業時間】

- ▷月～金曜日 午前10時～午後5時(5月31日までは午前9時～午後6時)
- ▷土・日曜日、祝日 午前9時～午後6時

【定休日】 毎週木曜日

【その他】 年末の最終営業日を12月30日から12月28日に変更します。

【問い合わせ】 日用不用品販売コーナー「ゆず屋」(立石1-9-1かつしかエコライフプラザ内) ☎3693-2223

【担当課】 リサイクル清掃課



**国民健康保険に加入する方、やめる方へ**

**届け出が必要です**

【担当課】 国保年金課(区役所3階315番)

☎5654-8210

国民健康保険に加入するときや、やめるときは、事由が発生した日から14日以内に国保年金課または区民事務所へ必ず届け出をしてください。届け出が遅れると、加入する事由が発生した月までさかのぼった保険料の納付が必要になります。届け出の際、世帯主と異動する世帯員のマイナンバーを確認できる物(マイナンバー(個人番号)カード・通知カード・マイナンバーの記載された住民票の写しのいずれか)と、届け出者の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポート・顔写真付きの住民基本台帳カードなど)をお持ちください。

	届け出をするとき	届け出に必要な物
加入するとき	葛飾区に転入し、引き続き国保に加入するとき	必要なものではありません。転入の届け出の際に、加入を申し出てください。 ※外国籍の方で在留資格が「特定活動」の場合は、「指定書」が必要です。
	職場の健康保険をやめたときや、扶養家族でなくなったとき	職場の健康保険をやめた日付を証明できる物(資格喪失証明書または退職証明書、離職票など)、扶養でなくなった日付を証明できる物(被扶養者資格喪失証明書など)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書または保護停止決定通知書
	国保加入者に子どもが生まれたとき	必要なものではありません。出生届の際に、加入を申し出てください。
やめるとき	職場の健康保険に加入していない外国籍の方が住民基本台帳に登録されたとき	パスポート、在留カード、特別永住者証明書などをお持ちください。在留資格が「特定活動」の方は「指定書」が必要です。
	葛飾区外へ転出するとき	葛飾区の国民健康保険証
	職場の健康保険に加入したときや、扶養家族になったとき	葛飾区の国民健康保険証と、職場の健康保険に加入した日付(扶養認定された日付)を証明できるもの(職場の健康保険証または資格取得証明書など)
	生活保護を受けるようになったとき	葛飾区の国民健康保険証、保護開始決定通知書または保護変更決定通知書(保護受給証明書でも可)
	国保加入者が死亡したとき	亡くなられた方(世帯主が亡くなられた場合は世帯員全員)の葛飾区の国民健康保険証

▷保険料のお支払いは、年金から天引きされる方を除いて、口座振替でのお支払いをお願いします。国民健康保険に加入する手続きの際は、キャッシュカード、または通帳および金融機関届出印をお持ちください。

▷外国籍の方が国民健康保険に加入するときは、原則、在留期間が3カ月を超えていて、葛飾区に住民登録をしていることが必要です。

▷世帯主が葛飾区の国民健康保険以外の健康保険に加入しているときは、その保険の種類と扶養に入れられない理由をお尋ねします。

▷国民健康保険証は、簡易書留郵便で送付します。即日交付を希望する世帯主または世帯員は、マイナンバー(個人番号)カード・運転免許証・パスポート・顔写真付きの住民基本台帳カードなどの本人確認書類を必ずお持ちください(本人確認書類をお持ちでない方は事前にご相談ください)。

▷国民健康保険をやめる手続きの際、70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証も併せてお持ちください。